三塩菜摘議員に対する辞職勧告決議

三塩菜摘議員は、令和3年12月27日に新型コロナウイルスのオミクロン株が猛威を振るうアメリカ合衆国へ私用で渡航、令和4年1月10日に帰国し、その後の宿泊施設待機のため翌日開催のMICE検討特別委員会を欠席した。

12月初旬の渡航決定時には帰国後に14日間の待機が必要なことや1月11日に委員会が開催されることを認識した上で渡航しており、公務を優先して日程変更等をすることも可能だったことを考慮すると、委員会の欠席は正当な理由によるものとは認められない。

また、調査を行う過程で、三塩菜摘議員は自宅待機期間中に身勝手な自己判断により2件の地元行事に出席し、地域住民と接触したことが判明したが、これは単に自らが国に提出した「水際対策強化に係る新たな措置」に基づく誓約書の遵守事項に違反しただけでなく、多くの市民がコロナ禍で我慢を強いられる社会状況の中、市民に寄り添い、模範となるべき存在の市議会議員がルールを破り、市民を感染の危険にさらしたものと認められ、市民全体の奉仕者として、あるまじき行為である。

さらに政治倫理委員会に出席した際も、当初と異なる説明や虚偽の説明に加え、当初から十分な説明をしないことや、説明内容を証明する十分な資料が提出されないことがあり、調査や審査に支障を来した。

私用目的で海外渡航した結果、特別委員会を欠席したこと、国に提出した誓約書の遵守事項に違反し、自宅待機期間中に身勝手な判断で外出し、地域住民を感染の危険にさらしたこと、委員会における説明では、疑惑解明に向けた誠実な対処がされなかったことは事実であり、報道では自身の説明を正当化する発言が多く見受けられ、全く反省が見られず、委員会の辞職勧告を否定する発言を繰り返したことは議員として言語道断の行為である。

市議会議員は、公正かつ厳正な選挙により市民の信託を受け、その議員活動により市民の生活福祉向上に常に努めるべき職責を有しており、今回の行為は岡崎市議会の信頼と名誉を大いに失墜させるものである。

よって岡崎市議会は、同議員に対して自らその責任を重く受け止め猛省を求めるとともに、市議会議員を辞職するよう強く勧告するものである。

以上、決議する。

令和 4 年 2 月28日

岡崎市議会